

2000万円問題

発端となったのは、別添資料の【金融審議会市場ワーキング・グループ報告書】

「高齢社会における資産形成・管理」21ページの記載です。

この報告書では、人口動態、収支状況、資産保有、意識等を分析したあと21ページに「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職の世帯では毎月の不足額の平均は5万円であり、まだ20～30年の人生があるとすれば不足額の総額は単純計算で1300万円～2000万円になる」との記載があります。資料あり P2~P5

7兆円問題

発端となったのは、国会論戦のなかで6月19日安倍首相が日本共産党の志位委員長の質問と提案に「マクロ経済スライドを導入しなければ7兆円の不足」と発言

これを受けて6月20日に志位委員長から「質問主意書」提出、7月2日に政府の答弁書が送付された。役所の文書で分かりづらいが、要はマクロスライドを導入しないと、足りなくなりますとの、表明です。資料あり P6

年金積立金200兆円

厚生労働省の資料「公的年金の単年度収支状況(平成29年度)に、制度ごとの年度末積立金の残高が記載されており合計1.908.565億円となっており約200兆円の根拠となっています。資料あり P7

アメリカの年金給付のバンドポイント方式と日本の年金給付

新しい言葉なので赤旗2019.6.21の記事とネットから拾った概略の資料をまとめました。

日本の年金制度は、過去すべての報酬月額に再評価率をかけて平均標準報酬額を算出し、これに生年月日によって変動する9.5/1000から7.125/1000の率を掛けて計算するため報酬の上限を設定し、平均標準報酬が上がらない仕組みとなっています。

今回の日本共産党の提案は、保険料の徴収上限をせめて健康保険並みに引き上げ増収をはかるとともに、将来バンドポイントへの移行を提起しています。資料あり P8~P10

年金積立方式

維新の党あたりが提案している賦課方式から積立方式の矛盾

A 現在の国民年金保険料各月16410円×480月(40年) = 7.876.800円

B:現在の国民年金満額 年間780.100円

B/A=10.097 積立だけであれば11年で枯渇してしまいます。

金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書
「高齢社会における資産形成・管理」

令和元年6月3日

| | |
|-------------------------------------|----|
| 3. 考えられる対応..... | 25 |
| (1) 個々人にとっての資産の形成・管理での心構え | 25 |
| (2) 金融サービスのあり方..... | 26 |
| (3) 環境整備..... | 29 |
| ア. 資産形成・資産承継制度の充実 | 29 |
| イ. 金融リテラシーの向上 | 32 |
| ウ. アドバイザーの充実 | 33 |
| エ. 高齢顧客保護のあり方 | 34 |
| おわりに..... | 35 |
| 【付属文書1】 高齢社会における資産の形成・管理での心構え | 37 |
| 【付属文書2】 高齢社会における金融サービスのあり方 | 44 |

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 現状整理（高齢社会を取り巻く環境変化） | 3 |
| (1) 人口動態等 | 3 |
| ア. 長寿化 | 3 |
| イ. 単身世帯等の増加 | 4 |
| ウ. 認知症の人の増加 | 6 |
| (2) 収入・支出の状況 | 8 |
| ア. 平均的収入・支出 | 8 |
| イ. 就労状況 | 10 |
| ウ. 退職金給付の状況 | 13 |
| (3) 金融資産の保有状況 | 15 |
| (4) 金融環境に対する意識 | 18 |
| 2. 基本的な視点及び考え方 | 21 |
| (1) 長寿化に伴い、資産寿命を延ばすことが必要 | 21 |
| (2) ライフスタイル等の多様化により個々人のニーズは様々 | 23 |
| (3) 公的年金の受給に加えた生活水準を上げるための行動 | 24 |
| (4) 認知・判断能力の低下は誰にでも起こりうる | 24 |

2. 基本的な視点及び考え方

以上が高齢社会を取り巻く環境変化についての現状整理であるが、ここから、高齢社会における金融サービスに関して、個々人及び金融サービス提供者の双方が共に認識することが望ましい事項が導き出されるのではないかと考えられる。以下、その事項について述べる。

(1) 長寿化に伴い、資産寿命を延ばすことが必要

前述のとおり、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職の世帯では毎月の不足額の平均は約 5 万円であり、まだ 20~30 年の人生があるとすれば、不足額の総額は単純計算で 1,300 万円~2,000 万円になる。この金額はあくまで平均の不足額から導きだしたものであり、不足額は各々の収入・支出の状況やライフスタイル等によって大きく異なる。当然不足しない場合もありうるが、これまでより長く生きる以上、いずれにせよ今までより多くのお金が必要となり、長く生きることに応じて資産寿命を延ばすことが必要になってくるものと考えられる。重要なことは、長寿化の進展も踏まえて、年齢別、男女別の平均余命などを参考にしたうえで、老後の生活において公的年金以外で賄わなければいけない金額がどの程度になるか、考えてみることである。それを考え始めた時期が現役期であれば、後で述べる長期・積立・分散投資による資産形成の検討を、リタイヤ期前後であれば、自身の就労状況の見込みや保有している金融資産や退職金などを踏まえて後の資産管理をどう行っていくかなど、生涯に亘る計画的な長期の資産形成・管理の重要性を認識することが重要である。

「マクロ経済スライド」年金7兆円減

2019.7.3 H

志位委員長の 質問主意書

公的年金におけるマクロ経済スライドの廃止に要する費用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

令和元年六月二十日

提出者 志位和夫
衆議院議長 大島理森殿

さる六月十九日に開かれた国家基本政策委員会合同審査会（委員討論）で、安倍晋三内閣総理大臣は、

「マクロ経済スライドを廃止して、その上で、なおかつ将来の支給額の給付が減らないようにする上においては、これは七兆円の財源が必要でございます」と述べられた。

そこで以下、質問する。

一 マクロ経済スライドの廃止に「七兆円の財源が必要である」という認識にまちがいはないか。

二 「七兆円」という横断の根拠を具体的かつ丁寧に示されたい。

右質問する。

政府の答弁書

令和元年七月一日

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員志位和夫君提

出公的年金におけるマクロ経済スライドの廃止に要する費用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員志位和夫君提出公的年金におけるマクロ経済スライドの廃止に要する費用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十六年六月三日に公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し」（以下「平成二十六年財政検証」という。）における経済前提のケースC（以下「ケースC」という。）又はケースE（以下「ケースE」という。）及び国立社会保障・人口問題研究所が平成二十四年一月に公表した「日本の将来推計人口」において仮定されている合計特殊出生率等の中位推計（以下「出生中位推計」という。）等を前提とすると、平成二十六年財政検証における基礎年金部分の所得代替率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額に対する比率をいう。以下同じ。）は平成二十六年度は三十六・八パーセント、マクロ経済スライドの調整期間（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十六条の二第一項に規定する調整期間をいう。）が終了する年度（以下「調整終了年度」という。）である令和二十五年度は十六・〇パーセントと見込まれており、平成二十六年度の基礎年金部分の所得代

替率は、令和二十五年度の基礎年金部分の所得代替率よりも約四割高くなることとなる。

また「平成二十六年財政検証結果レポート」（厚生労働省年金部数理課）で示されている平成二十六年度価格の基礎年金給付額の合計（以下「基礎年金給付額」という。）の見直しは、ケースC及び出生中位推計等を前提とする場合は令和二十二年度は十七・六兆円、令和二十三年度は十六・五兆円であり、ケースE及び出生中位推計等を前提とする場合は令和二十二年度は十八・〇兆円、令和二十三年度は十六・九兆円であることから、いずれの前提でも、令和二十五年度の基礎年金給付額は、おおむ十七兆円から十八兆円程度と見込まれることとなる。

平成二十六年財政検証における基礎年金部分の所得代替率が平成二十六年から令和二十五年にかけて低下すると見込まれるのは、マクロ経済スライドの適用によるものであるため、仮にマクロ経済スライドの適用がなかった場合、調整終了年度の基礎年金給付額は約四割増加すると考えられる。したがって、マクロ経済スライドの適用がなかった場合における調整終了年度の基礎年金給付額は、ケースC又はケースE及び出生中位推計等を前提としつつこの四割を用いて機械的に算出するとしてマクロ経済スライドの適用があった場合と比べて約七兆円増加すると見込んでいるところである。

安倍内閣総理大臣の「将来の支給額の給付が減らないようにする上においては、これは七兆円の財源が必要」という発言は、当該増加の額について示したものである。

公的年金の単年度収支状況（平成29年度）【年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

| | 厚生年金 | | | | | | 国民年金 | | 公的年金 制度全体 |
|----------------------------------|---------------------|---------------|---------------|---------------|--------|------------|------------|---------|--------------|
| | 厚生年金 勘定 | 国家公務員 共済組合 | 地方公務員 共済組合 | 私立学校 教職員共済 | 計 | 国民年金 勘定 | 国民年金 勘定 | | |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | | |
| 収 入 (単年度) | 前年度末積立金 (㉑) | 1,444,462 | 71,145 | 200,478 | 20,562 | 1,736,648 | 89,668 | 31,926 | 1,858,241 |
| | 総額 | 474,311 | 28,415 | 82,975 | 8,653 | 500,718 | 38,164 | 234,924 | 527,027 |
| | 保険料収入 | 309,442 | 12,340 | 32,735 | 4,207 | 358,723 | 13,964 | . | 372,687 |
| | 国庫・公経済負担 | 94,819 | 2,895 | 7,037 | 1,218 | 105,969 | 19,363 | . | 125,332 |
| | 追加費用 | . | [2,781] | . | . | [105,855] | . | . | [125,218] |
| 入 (単年度) | 基礎年金交付金 | 5,559 | 1,945 | 4,551 | 43 | 6,496 | . | . | 6,496 |
| | 実施機関拠出金収入 | 45,309 | 540 | 1,046 | . | 47,895 | . | . | 47,895 |
| | 厚生年金交付金 | . | [531] | . | . | [7,178] | 4,728 | . | 11,914 |
| | 財政調整拠出金収入 | . | . | . | 2,818 | . | . | . | [11,905] |
| | 職域等費用納付金 | 968 | . | 803 | . | 968 | . | . | 968 |
| 支 出 (単年度) | 職域等費用納付金 | 16,153 | . | . | . | 16,153 | . | . | 16,153 |
| | 職域等費用納付金 | 1,888 | . | . | . | 1,888 | . | . | 1,888 |
| | 職域等費用納付金 | 174 | 30 | 2,761 | 368 | 3,334 | 104 | 50 | 3,389 |
| | 職域等費用納付金 | 464,234 | 30,499 | 83,619 | 8,402 | 493,118 | 41,578 | 235,998 | 523,914 |
| | 職域等費用納付金 | 236,669 | 13,280 | 38,066 | 2,757 | 290,772 | 5,541 | 224,089 | 520,403 |
| 支 出 (単年度) | 給付費 | 178,570 | 5,628 | 13,934 | 2,394 | 200,526 | 34,571 | . | 235,096 |
| | 総額 | 47,524 | [5,406] | . | . | [200,303] | . | . | [234,874] |
| | 基礎年金拠出金 | . | . | . | . | . | . | . | . |
| | 実施機関保険給付費等交付金 | . | . | . | . | . | . | . | . |
| | 厚生年金拠出金 | . | 10,750 | 31,331 | 3,228 | 45,309 | . | 11,905 | 57,214 |
| 運 用 損 益 分 を 除 いた 単 年 度 収 支 残 (㉒) | 基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金) | . | 803 | . | . | . | . | . | 11,905 |
| | 財政調整拠出金 | 1,471 | 38 | 289 | 22 | 1,820 | 1,466 | 3 | 3,289 |
| | その他 | 10,078 | △ 2,084 | △ 644 | 251 | 7,600 | △ 3,414 | △ 1,074 | 3,113 |
| | 計 | <△ 6,075> | △ 2,084 | △ 644 | 251 | <△ 8,553> | △ 3,414 | △ 1,074 | <△ 13,041> |
| | 運用損益 (㉓) | 94,401 | 3,626 | 13,744 | 1,405 | 113,176 | 5,892 | 15 | 119,084 |
| 年 度 未 積 立 金 (㉔) (+㉑) (+㉒) (+㉓) | その他 (㉔) | 94 | . | . | . | 94 | 64 | . | 157 |
| | 時価ベース | . | . | . | . | . | . | . | . |
| | 時価ベース | 1,549,035 | 72,687 | 213,577 | 22,219 | 1,857,518 | 92,210 | 30,867 | 1,980,595 |
| | 時価ベース | 104,573 | 1,542 | 13,099 | 1,656 | 120,870 | 2,542 | △ 1,069 | 122,353 |
| | 時価ベース | | | | | | | | |

(注) 1. この表 (単年度収支状況) は、公的年金制度の財政状況を年次横断的に比較・分析したものであり、以下のとおり作成している。
 ・収入 (単年度) は、「運用損益」(国民年金勘定) 及び「国庫・公経済負担」(厚生年金勘定) の「積立金より受入」を除いて算出
 ・支出 (単年度) は、「国庫・公経済負担」(国民年金勘定) 及び「国民年金勘定」(厚生年金勘定) の「積立金より受入」を除いて算出
 ・「運用損益」は、単年度の収支残額と支出残額との差額として算出
 ・国庫・公経済負担は、厚生年金勘定に拠出した額と、国民年金勘定に拠出した額との差額として算出
 ・厚生年金勘定は、厚生年金勘定と国民年金勘定との差額として算出
 ・(㉒)を収入、支出面から除いている
 ・(㉓)を収入、支出面から除いている
 ・(㉔)を収入、支出面から除いている
 2. 基礎年金拠出金収入及び基礎年金拠出金支出は、国庫・公経済負担として扱っている。また、平成29年度の基礎年金拠出金及び基礎年金拠出金に、平成28年度に拠出した額及び平成27年度に拠出した額を加えて算出している。
 3. 厚生年金勘定、厚生年金勘定及び国民年金勘定の基礎年金勘定への繰入れ額を計上している。
 4. 「その他 (㉔)」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金勘定の基礎年金勘定への繰入れ額を計上している。
 5. 厚生年金勘定、厚生年金勘定及び国民年金勘定の基礎年金勘定への繰入れ額を計上している。
 6. 基礎年金拠出金収入及び基礎年金拠出金支出は、国庫・公経済負担として扱っている。また、平成29年度の基礎年金拠出金及び基礎年金拠出金に、平成28年度に拠出した額及び平成27年度に拠出した額を加えて算出している。
 7. 運用損益は、運用手続料控除後のものである。なお、国庫・公経済負担は、国民年金勘定に拠出した額と、厚生年金勘定に拠出した額との差額として算出している。
 8. 基礎年金拠出金収入及び基礎年金拠出金支出は、国庫・公経済負担として扱っている。また、平成29年度の基礎年金拠出金及び基礎年金拠出金に、平成28年度に拠出した額及び平成27年度に拠出した額を加えて算出している。
 9. 国庫・公経済負担は、国庫・公経済負担として扱っている。また、平成29年度の基礎年金拠出金及び基礎年金拠出金に、平成28年度に拠出した額及び平成27年度に拠出した額を加えて算出している。

厚生労働省 年金課 年金係



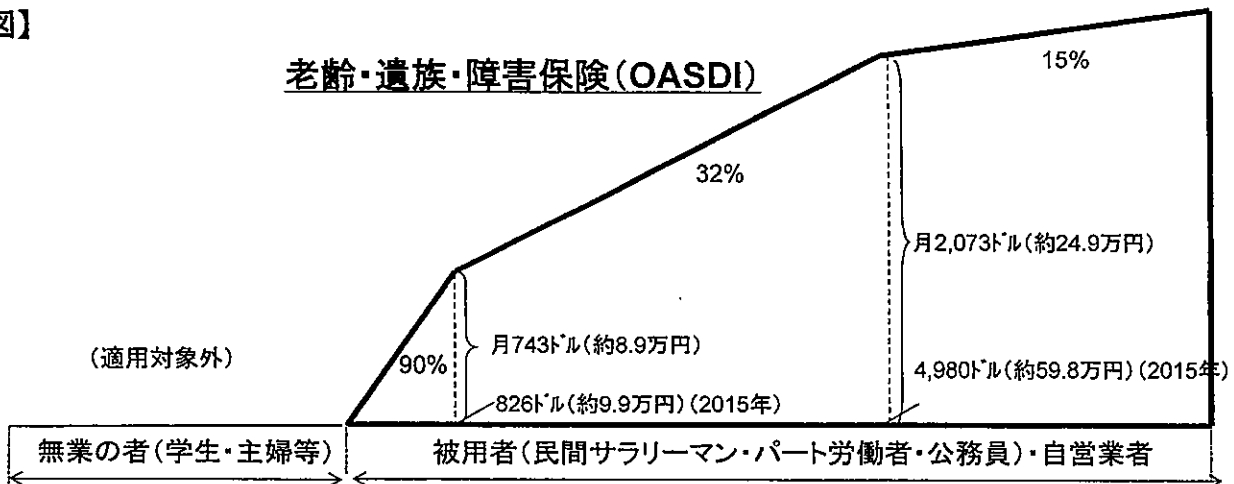
2019.6.21 H

アメリカの「ベンドポイント」高所得者の年金給付の伸びを抑えるため、平均賃金月額816ドルまでは所得代替率90%、816〜4917ドルまでは同32%の年金を支給し、そ

れ以上は15%に抑制する仕組み。08年の厚労省社会保障審議会年金部会の中間整理には「米国の公的年金のように給付への反映の仕方に一定の工夫が必要」との文言が盛り込まれました。

アメリカの年金制度概要

【概念図】



※ 給付算定式の屈折点(826ドル又は4,980ドル)は、年金の所得代替率が、平均賃金の者につき約41%、低賃金(平均賃金の45%)の者につき約55%、社会保障税課税上限の高賃金の者につき約27%になるように設定されている。

【制度の概要】

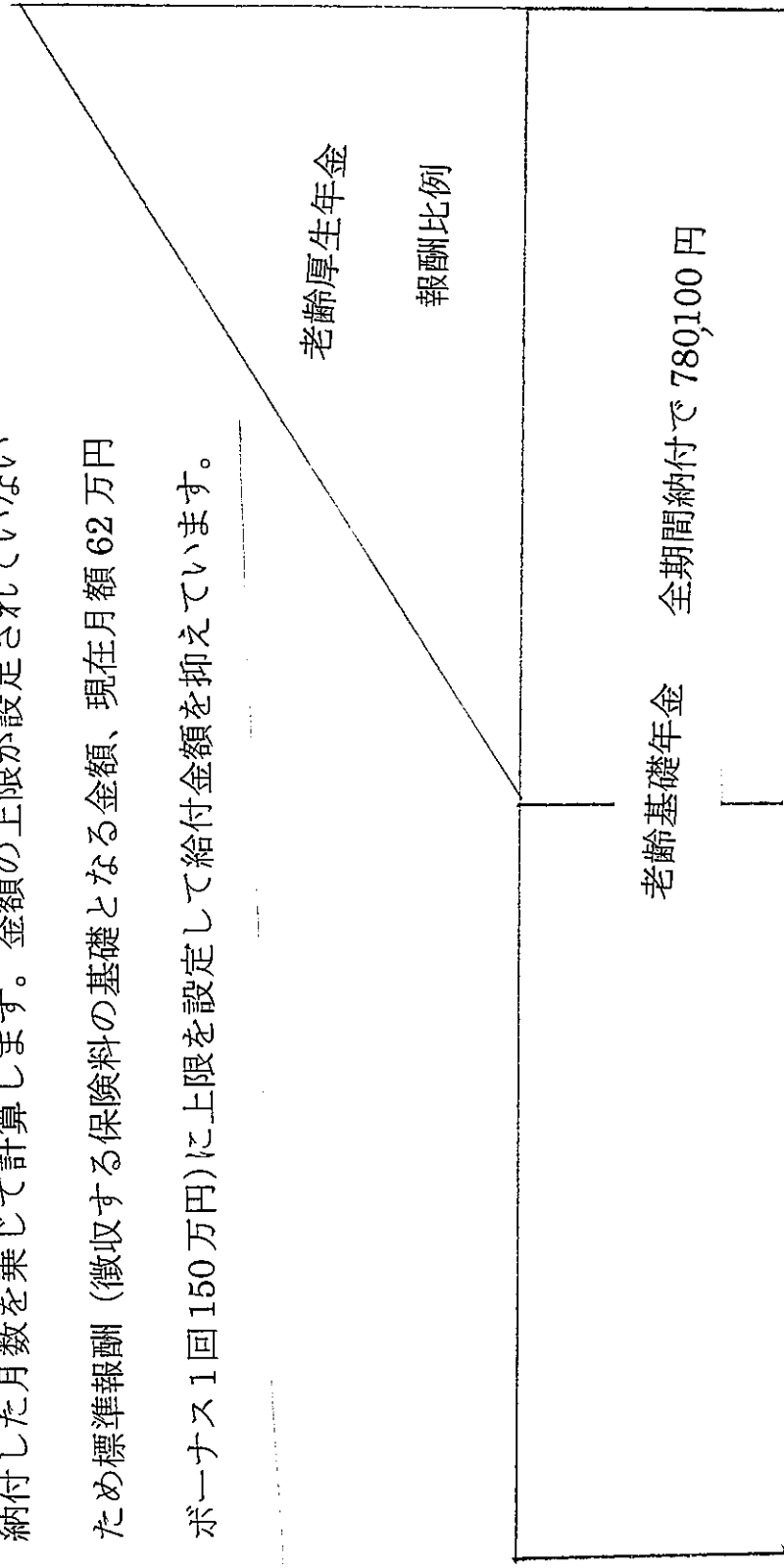
被用者及び自営業者を対象とした一階建ての所得比例年金(社会保険方式)

- 対象者(2015年末) ... 被用者及び年間所得400ドル(4.8万円)以上の自営業者
 ※ 年金支給の根拠となる保険料記録(年間で最大4単位)は、年1,220ドル(約14.6万円)の賃金及び所得ごとに行われる。
- 保険料率(2015年末) ... 被用者:賃金の12.4%(労:6.2%、使:6.2%)
 自営業者:所得の12.4%
- 最低加入期間 ... 40加入四半期(10年相当)
- 支給開始年齢(2015年末) ... 66歳(2027年までに67歳に引上げ)
- 国庫負担 ... 原則なし

※換算レートは2015年12月中に適用される基準外図為替相場(1米ドル=120円)による。

日本の年金制度の概略

老齢厚生年金は、全期間の平均標準報酬に一定の率を乗じてさらに納付した月数に乗じて計算します。金額の上限が設定されていないため標準報酬（徴収する保険料の基礎となる金額、現在月額62万円ボーナス1回150万円）に上限を設定して給付金額を抑えています。



自営業者・学生・専業主婦等

被用者（民間サラリーマン・公務員等）